



2020年4月14日

各 位

会 社 名 タキヒヨー株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 滝 一夫
(コード番号 9982 東証・名証市場第一部)
問合せ先 取締役専務執行役員
スタッフ部門統轄 武藤 篤
(TEL. 052-587-7111)

定款の一部変更及び監査等委員会設置会社 移行後の役員人事に関するお知らせ

当社は、2020年2月17日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、本年5月27日開催予定の第109期定時株主総会でご承認いただくことを前提に監査等委員会設置会社へ移行する予定をしております。

これに伴い、本日開催の取締役会において、定款の一部変更及び監査等委員会設置会社移行後の取締役候補者について、同株主総会へ付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更

(1) 変更の理由

- ① 当社は、取締役会の監督機能の強化によるガバナンス体制の一層の充実と、業務執行の機動性の向上を目的に、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく存じます。これに伴い監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 第2条(目的)について、2020年6月1日に予定しておりますティー・エル・シー株式会社(当社100%出資子会社)との合併に伴い、当社の定款に規定のないティー・エル・シー株式会社の事業目的を追加する等の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定時株主総会開催日 2020年5月27日(予定)
定款変更の効力発生日 2020年5月27日(予定)

2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者

氏名	新役職名（予定）	現役職名
滝 茂夫	代表取締役会長執行役員	同左
滝 一夫	代表取締役社長執行役員	同左
岡本 智	取締役専務執行役員	同左
武藤 篤	取締役専務執行役員	同左
池田 雅彦	取締役執行役員	同左
柚木 健太郎	取締役執行役員	同左
今井 博	社外取締役	同左
小笠原 剛	社外取締役	（新任）

※新任取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者について

氏名 (生年月日)	略歴
小笠原 剛 (1953年8月1日生)	1977年4月 株式会社東海銀行入行 2004年5月 株式会社UFJ銀行執行役員 2004年6月 同行取締役執行役員 2006年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員 2007年5月 同行常務執行役員 2008年6月 同行常務取締役 2011年5月 同行専務取締役 2012年6月 同行取締役副頭取 2016年6月 同行常任顧問 2018年6月 株式会社三菱UFJ銀行顧問（現任）

(2) 監査等委員である取締役候補者

氏名	新役職名（予定）	現役職名
丹羽 卓三	取締役（常勤監査等委員）	常勤監査役
鷲野 直久	取締役（監査等委員）	社外監査役
菊間 千乃	取締役（監査等委員）	（新任）

※新任監査等委員である取締役候補者の略歴（現在監査役である者を除く）について

氏名 (生年月日)	略歴
菊間 千乃 (1972年3月5日生)	1995年4月 株式会社フジテレビジョン入社 2011年12月 弁護士登録 2011年12月 弁護士法人松尾綜合法律事務所入所（現任） 2018年6月 株式会社コーセイ社外取締役（現任）

(3) 退任予定取締役

氏名	現役職
滝 祥夫	取締役執行役員
前川 明	社外取締役

(4) 退任予定監査役

氏名	現役職
加藤 佳彦	常勤監査役
末安 堅二	社外監査役

(5) 異動予定日 2020年5月27日

以上

(別紙)

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(11) (条文省略)</p> <p>(12) 石油製品・<u>紙器</u>・工作機械・建設機械・運搬機械・各種自動車・農水産加工品・食料品・医薬品等の販売及び輸出入並びに合成樹脂加工及び販売</p> <p>(13)～(19) (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p>(20)～(22) (条文省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p>(23) 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(11) (現行のとおり)</p> <p>(12) 石油製品・<u>プラスチック製品</u>・<u>紙製品</u>・工作機械・建設機械・運搬機械・各種自動車・農水産加工品・食料品・<u>飲料品</u>・<u>酒類</u>・<u>医薬品</u>・<u>医薬部外品</u>・<u>化粧品</u>・<u>日用品</u>・<u>雑貨</u>等の販売及び輸出入並びに合成樹脂加工及び販売</p> <p>(13)～(19) (現行のとおり)</p> <p>(20) <u>倉庫業及び貨物利用運送事業</u></p> <p>(21)～(23) (現行のとおり)</p> <p>(24) <u>椅子張生地、鞣材等の各種繊維製品の製造加工・売買及び輸出入</u></p> <p>(25) <u>農畜水産物の飼育、生産及びその器具機材の製造加工・売買及び輸出入</u></p> <p>(26) <u>住宅、店舗設備機器資材の製造加工・売買及び輸出入</u></p> <p>(27) <u>セラミック原材料及びその製品の売買及び輸出入</u></p> <p>(28) <u>プラスチック加工機械及び成形金型の設計製作・売買及び輸出入</u></p> <p>(29) 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p>

<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 当社の取締役は<u>15名以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第22条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以てこれを行う。</u></p> <p>3. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2. <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了す</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>15名以内とする。</u></p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第22条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者(以下、「補欠者」という。)を選任することができる。</u></p> <p>3. <u>前二項の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以てこれを行う。</u></p> <p>4. (現行のとおり)</p> <p>5. <u>補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監</u></p>
---	---

る時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 25 条 (条文省略)

2. 取締役会の招集通知は、定例取締役会の場合を除き、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。
3. 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(代表取締役)

第 26 条 取締役会は、その決議を以て代表取締役を選定する。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席取締役並びに出席監査役が記名捺印又は電子署名をして当会社に保存する。

2. (条文省略)
(新設)

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 25 条 (現行のとおり)

2. 取締役会の招集通知は、定例取締役会の場合を除き、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。
3. 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(代表取締役)

第 26 条 取締役会は、その決議を以て取締役 (監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席取締役が記名捺印又は電子署名をして当会社に保存する。

2. (現行のとおり)

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第 29 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

<p>第 30 条 ～ (条文省略) 第 31 条</p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u> (<u>監査役の員数</u>)</p> <p>第 32 条 <u>当社の監査役は 4 名以内とする。</u> (<u>監査役の選任</u>)</p> <p>第 33 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以てこれを行う。</u> (<u>監査役の任期</u>)</p> <p>第 34 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (<u>常勤の監査役</u>)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会は、その決議を以て常勤の監査役を選定する。</u> (<u>監査役会の招集</u>)</p> <p>第 36 条 <u>監査役会は、各監査役がこれを招集する。</u> 2. <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。</u> 3. <u>監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u> (<u>監査役会の決議方法</u>)</p> <p>第 37 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数を以て行う。</u> (<u>監査役会の議事録</u>)</p>	<p>第 31 条 ～ (現行のとおり) 第 32 条</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会は、その決議を以て常勤の監査等委員を選定することができる。</u> (<u>監査等委員会の招集</u>)</p> <p>第 34 条 (削除) <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合には、これを短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u> (<u>監査等委員会の決議方法</u>)</p> <p>第 35 条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数を以て行う。</u> (削除)</p>
--	--

<p>第 38 条 <u>監査役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席監査役がこれに記名捺印又は電子署名をして当会社に保存する。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第 39 条 <u>監査役会に関する事項は、法令及び定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 40 条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 41 条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当会社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 42 条 ～ (条文省略)</p> <p>第 43 条</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 44 条 ～ (条文省略)</p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第 36 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令及び定款に定めがあるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 37 条 ～ (現行のとおり)</p> <p>第 38 条</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 39 条 ～ (現行のとおり)</p>
---	---

<p>第 47 条</p> <p>(新設)</p>	<p>第 42 条</p> <p><u>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1. <u>当社は、第 109 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、第 109 期定時株主総会終了前の監査役 (監査役であった者を含む。) の行為に関する、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 41 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>
---------------------------	--